

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

平成 29 年 5 月 11 日
株式会社証券保管振替機構

1．改正趣旨

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）が施行されることに伴い、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）の一部について所要の改正を行う。

2．改正概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第10号が同法第19条第11号に繰り下げられることから、当該箇所を引用している規程の条文について所要の改正を行う。（規程第287条の3）

併せて形式的な文言の修正を行う。（規程第156条及び第285条の63）

3．施行日

平成29年 5 月30日から施行する。

以上